

松田町 保育所等利用の手引き



松田町子育て健康課

1. 保育所等とは

認可保育所、認定こども園（保育園部分）、小規模保育（以下、「保育園等」といいます）は、仕事や病気等の事情により、保護者が家庭で子どもの保育ができない場合に、0～5歳児のお子さんをお預かりして保育を行う施設です。

それぞれの施設の主な特徴は、次のとおりです。

認可保育所・・・施設の広さや保育士の数などの一定基準を満たして認可された保育所

認定こども園・・・幼稚園や保育所の機能や特徴を併せ持った施設です

小規模保育・・・認可保育所より少人数（19人未満）で0～2歳の子どもを預かる事業（施設）です

現在、松田町には認可保育所として「松田さくら保育園」があります。

2. 保育所等の利用申込みができる方とは

子どもの保護者が次の「保育を必要とする事由」のどれかに該当し、保育ができない状態にある場合に限り、保育所等の利用申込みをすることができます。

保育を必要とする事由		保育所を利用できる期間
就労	月48時間以上就労している（家事手伝いは不可）	就労が継続している期間
妊娠・出産	妊娠中や出産後間もない	産前産後期間（※1）
病気・けが・障がい	保護者が病気、けが、身体や精神に障がいがある	町が必要と認める期間
介護・看護	同居親族を常時介護、または看護している	町が必要と認める期間
災害	災害を受け、家屋の復旧等にあたっている	町が必要と認める期間
求職活動	求職活動を継続的に行っている	最長、3か月間（※2）
就学	学校や職業訓練校等に通っている（通信教育は不可）	卒業予定日の月末まで
虐待・DV	児童虐待や、配偶者等からのDVの恐れがある	町が必要と認める期間
育児休業	既に保育所等を利用している児童について、その子の継続利用が必要な場合 (育児理由での新規入所はできません)	育休終了日の月末まで

（※1）産前とは出産予定日の8週間にあたる日の翌月1日、産後とは出産日から8週間にあたる日の翌日が属する月の末日となり、この期間が産前産後期間となります。

（※2）「求職活動」の場合は、入所後3か月以内に就労されないと、退所となります。

3. 保育の必要性の認定

保育所等の利用にあたり、保育の必要性の認定を受けることとなります。認定の区分は、年齢や利用希望の施設によって3つに分かれます。さらに、保育の必要量によって、保育標準時間と保育短時間に区分されます。

保育の必要性の認定区分

認定区分	年齢	対象	主な利用先
1号認定 教育標準時間認定	3～5歳	幼稚園等での教育を希望する場合	幼稚園、認定こども園(幼稚部)
2号認定 保育認定(満3歳以上)	3～5歳	「保育を必要とする事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	保育所、認定こども園(保育部)
3号認定 保育認定(満3歳未満)	0～2歳	同上	保育所、認定こども園(保育部) 地域型保育事業

※「1号認定」に該当する方は、幼稚園や認定こども園(幼稚部)に直接申込となります。

※年齢途中でお子様が満3歳を迎える場合、3号認定から2号認定に変更となりますが、満3歳を迎えた年度については、認定区分変更に伴う利用者負担額の変更はありません。

4. 「保育時間」について

保育所等の開所時間(保育所が開いている時間)は基本的に11時間です。利用可能時間は、各保育所等の開所時間の範囲内での利用となります。

さらにその中で「保育を必要とする事由」の状況から、保育の必要量によって「保育標準時間(最大11時間)」と「保育短時間(最大8時間)」のいずれかに保育時間が認定され、保育所等を利用できる時間や利用者負担金(保育料)が決められます。

ただし、勤務形態や通勤時間等により8時間(保育短時間該当)の範囲に収まらず、恒常的に延長保育料が発生してしまう場合は、保育標準時間を認定される場合があります(認定変更は、必要に応じて当月1日もしくは翌月1日より変更します。)。詳細については、町担当課へお問い合わせください。

保育を必要とする事由	必要量の区分	保育を必要とする事由	必要量の区分
就労【月120時間以上の勤務】	保育標準時間	災害の復旧	保育標準時間
就労【月120時間未満の勤務】	保育短時間	求職活動	保育短時間
妊娠・出産(産前産後期間)	保育標準時間	就学	就労に準じて判断
病気・けが・障がい	保育標準時間	虐待・DV	保育標準時間
介護・看護	保育標準時間	その他	状況によって判断

「保育の必要量の区分」は、「保育の必要性の認定区分」と併せて認定されます。

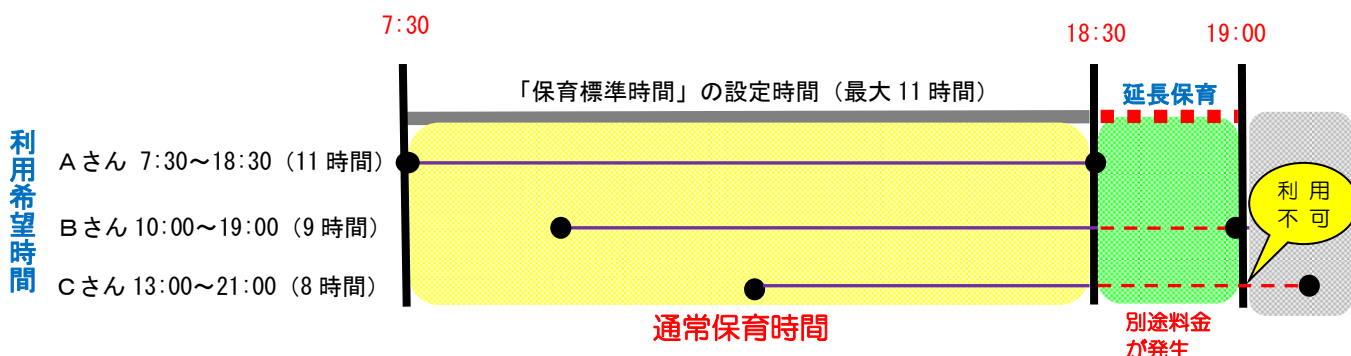
(例:「2号認定—保育標準時間」、「3号認定—保育短時間」)

なお、保育標準時間に該当する方が保育短時間での利用を希望することはできませんが、保育短時間に該当する方が保育標準時間での利用を希望することができませんのでご注意ください。



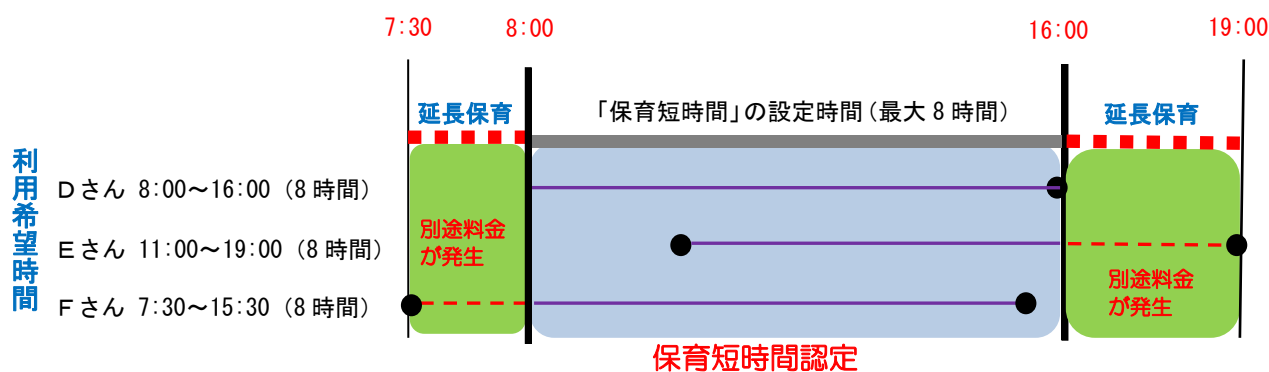
「保育標準時間」利用の一例

※留意事項 利用可能時間は、保育所等が通常開所している時間内の範囲での利用となります



「保育短時間」利用の一例

※留意事項 利用可能時間は、保育所が定める「保育短時間」の設定時間内での利用となります



この図での開所時間や、「保育短時間」の設定時間は一般的な例です。実際の時間は、保育所等によって異なりますのでご注意ください。実際に保育所等を利用する場合は、保育所等で定めた時間までにお子様を送迎する必要があります。

認定された保育時間（設定時間）を超える場合には延長保育となり、毎月の保育料とは別に延長保育料がかかります。延長保育の実施状況や延長保育の料金は保育所等によって異なります。

5. 「利用期間」について

保育所の利用期間は、小学校就学始期に達するまでの間で、保育が必要と見込まれる期間です。保護者の退職や、病気の回復などで、お子様の保育が可能になった場合は、保育所へ入所し続けることはできません。

保育開始年齢は保育所等によって異なりますので、保育所等に確認してからお申込みください。

次の理由で保育所等を利用した場合は、その要件が発生している期間のみ保育所等をご利用できます。要件の期間が切れた場合は、他の要件が新たに発生しない限り保育所等を利用することができませんので、年度の途中であっても退所していただくことになります。

保育所等に入所された後、入所の要件が変わったり、変わる見込みがある場合は、必ず町担当課までご連絡ください。また、次年度において継続して入所を希望される場合には、入所申込みと同様の手続きをしていただく必要があります。毎年11月頃に次年度の入所申込を受け付けています。

(1)「就労」の場合

就労している期間のみ保育所等を利用することができます。仕事を辞めて、その他の保育を必要とする事由に該当しない場合は保育所等を退所していただくこととなりますのでご注意ください。

(2)「出産（産前産後期間）」の場合

出産（予定）月を基準として出産予定日前8週にあたる日の翌月1日、出産された日から8週後にあたる日の翌日が属する月の末日までの期間、保育所等を利用することができます。

出産後、そのまま育児休業を取得する場合であっても、保育所等を継続して利用することができます。（勤務先等からの就労証明書、もしくは育児休業期間がわかる書類のコピーをご提出ください。）

(3)「病気・けが・障がい」の場合

病気やけがなどの事由により保育所等を利用する場合は、医師が発行する診断書に記載される治療等を要する期間のみ利用することができます。

(4)「介護・看護」の場合

介護や病人の看護等の事由により保育所等を利用する場合は、看護等を必要とされる対象者の医師が発行する診断書に記載される看護等を要する期間のみ利用することができます。

(5)「求職中」の場合

求職活動の事由により保育所等を利用した場合は、利用期間が3か月間となります。3か月を経過すると保育所等を退所していただくこととなりますのでご注意ください。

(6)「就学」の場合

就学している期間のみ保育所等を利用することができます。卒業した場合や休退学をした場合は保育所等を退所していただくこととなりますのでご注意ください。

(7)「その他」の場合

災害にあったなど、上記の事由以外で保育所等を利用する場合、保育を必要とする事由の状況に応じて判断いたします。状況により必要な提出書類が異なりますので、町担当課までお問い合わせください。

6. 利用者負担金（保育料）について

保育所等の利用にかかる利用者負担金（保育料）は世帯の収入に応じて決定します。

松田町では、この利用者負担金は「保育所運営費負担金」という名称になっています。

保育所運営費負担金は、4月分から8月分は前年度の町民税の所得割額を基に、9月分から翌年3月分は当該年度の町民税の所得割額を基に算定いたしますので、9月に保育料が変更となります。

【保育所運営費負担金（保育料）の算定基準】

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分	10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
前年度の町民税（所得割額）を基に算定					当該年度の町民税（所得割額）を基に算定						

- (1) 翌年度も継続して保育所等をご利用される場合、4月1日時点のお子様の年齢が当年と翌年で2歳から3歳、若しくは3歳から4歳になる場合には、4月からの保育所運営費負担金に変更となることがあります。
- (2) 保育料は、入所する月にかかわらず、入所する年度の4月初日の年齢によって決まります。なお、入所後、年度途中で年齢が変わっても保育料は変わりません。
- (3) 保育所等の入所は、原則として月単位での入所となります（毎月1日からの入所）。月の途中から保育所等に入所することはできません。
- (4) 保育料の算定の基礎となる所得が未申告であったり、前住所地の課税（非課税）証明書の提出を求めたにもかかわらず提出がない場合は、最高額の保育料がかかることとなりますのでご注意ください。
- (5) 退所に必要な書類の提出がない限り、登園の有無にかかわらず、保育料は納入していただきます。
- (6) 保育料決定後、修正申告等で税額が変更された方は、保育料も変更になることがありますので、速やかに申し出てください。

保育所運営費負担金(保育料)算定の階層区分表

単位:円

階層	町民税所得割課税額	標準時間認定			短時間認定		
		3歳未満児 (3号認定)	3歳児 (2号認定)	4歳以上児 (2号認定)	3歳未満児 (3号認定)	3歳児 (2号認定)	4歳以上児 (2号認定)
100	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0
200	市町村民税非課税世帯	6,300	4,200	4,200	6,300	4,200	4,200
300	48,600 未満	13,600	11,500	11,500	13,500	11,400	11,400
400	71,500 未満	20,400	18,300	18,300	20,200	18,100	18,100
410	71,500 以上 97,000 未満	21,000	18,900	18,700	20,700	18,600	18,400
500	97,000 以上 131,200 未満	30,200	28,200	22,800	29,800	27,800	22,400
510	131,200 以上 169,000 未満	31,100	29,000	24,000	30,700	28,600	23,500
600	169,000 以上 212,400 未満	40,200	35,400	26,800	39,700	34,900	26,300
610	212,400 以上 255,800 未満	41,400	35,500	26,900	40,800	35,000	26,300
620	255,800 以上 301,000 未満	42,700	35,600	27,000	42,000	35,000	26,300
700	301,000 以上 333,000 未満	52,800	35,700	29,000	52,100	35,000	28,300
710	333,000 以上 365,000 未満	54,400	35,800	29,100	53,600	35,000	28,300
720	365,000 以上 397,000 未満	56,000	35,900	29,200	55,100	35,000	28,400
800	397,000 以上 500,300 未満	61,600	47,400	38,400	60,600	46,500	37,500
810	500,300 以上 605,200 未満	67,200	59,000	47,800	66,200	58,000	46,800
820	605,200 以上	72,800	70,700	57,200	71,600	69,500	56,100

保育料の納付方法について

保育所の保育料（保育所運営費負担金）については、町に納付することになります。

保育料は口座振替と納付書の二通りの納付方法があります。口座振替にする場合は、「口座振替依頼書」に必要事項をご記入の上、金融機関もしくは役場窓口に申請してください。申請用紙は、町内各金融機関又は松田町役場にあります。

口座振替は、次の金融機関の預金口座よりお取り扱いができます。なお、口座振替の開始は、お申し込みをされた翌月からとなります。

◎取扱金融機関 横浜銀行・スルガ銀行・さがみ信用金庫・かながわ西湘農協の本店
及び全支店、ゆうちょ銀行

保育料の納期限日は毎月末日（但し、12月分は1月4日。納期限日が土日・祝日にあたる場合は、その翌日となります。）となります。口座振替の場合は、納期限日に振替が行われます。納付書による納付の場合は、毎月中旬に納付書を郵送します。

保育料は、納期限日までに必ず納付してください。

7. 入所に必要な書類

保育所等の利用申込みにあたっては、次の書類が必要となります。書類は町担当課にあります。家庭の状況や世帯構成によって必要な書類が異なりますので、漏れのないようご注意ください。

- (1) 施設給付費・地域型保育給付費等支給認定（現況）申請書
- (2) 保育所入所申込書
- (3) 保育所入所家庭状況調査票
- (4) 個人番号記入用紙
- (5) 「保育を必要とする事由」を証明する書類（下記参照）

「保育を必要とする事由」に応じて、それぞれの保護者の状況を証明する書類をご提出ください。

保育を必要とする事由	提出書類	備 考
就労 育児休業	就労証明書 (町の様式)	○就労証明書は、勤務先にすべての内容を記載してもらってください ○発行から3か月以内のものを提出してください ○勤務先が自営業又は事業主が親族（就労者本人を含む）、農業、漁業に従事している場合、地区の民生委員の証明が必要です ○就労証明書の訂正には、事業主と訂正印が必要です ○育児休業の場合は、育児休業期間を必ず記載してもらってください
妊娠・出産	母子手帳の写し	○出産予定日並びにお母様の名前が記載されているページの写しを提出してください
病気・けが・障がい	診断書・障害者手帳	○診断書には、治療期間を記入してもらってください
介護・看護	介護等を必要とする方の診断書・障害者手帳	○診断書には、看護が必要であることがわかる記載と治療期間を記入してもらってください
災害	り災証明書	
求職活動	ハローワークカード 雇用保険受給者資格証	○公共職業安定所（ハローワーク）から発行されるものを提出してください
就学	在学証明書 学生証	○学校の修学時間（時間割）がわかる書類を提出してください

これらの書類のほか、当年1月2日以降に松田町に転入してきた方は、保育料を算定するために前住所地の課税（非課税）証明書が必要となります。保育料の算定については、「6. 利用者負担（保育料）について」を参照してください。詳しくは、町担当課までお問い合わせください。

8. 入所の手続き

保育所への入所の手続きは、入所を希望される月により次のとおり異なっていますので、ご注意ください。なお、町外の保育所等への入所を希望される場合には、市町村により申込期日が異なりますので、お早めに町担当課へお問い合わせください。

また、保育所では、お子様の保育を行っていく際に、施設ごとに特色のある保育を行っています。申込みにあたっては、希望される保育所を、事前に見学していただくようお願いします。見学を希望される場合は、直接保育所にお電話の上、お申込みください。

(1) 次年度4月の入所申込み

次年度4月から入所を希望される方は、入所希望の前年の11月頃に申請を受け付けています。詳細は、毎年11月の広報にてお知らせしています。

(2) 年度途中の入所申込み

入所を希望される月の前々月の末日までに申請書類を提出してください。

9. 入所後の注意事項

以下のような事由が発生した場合、お手続きが必要です。事由が発生する前に、必ず町担当課までご連絡ください。

- (1) 住所、氏名、電話番号に変更等があった場合
- (2) 出産や育児のため休業をする場合、若しくは育児休業から復職する場合
- (3) その他家庭状況に変更があった場合（結婚、離婚等）
- (4) 利用希望のお子様の保育状況が変更になった場合（祖父母宅で見てもらったようになった等）
- (5) 保護者が就労を辞め、「求職中」となった場合
※転職により就労先が変更になった場合、改めて就労証明書をご提出ください。
- (6) 町外へ転出し、引き続き同じ保育所等を利用したい場合は、転出先の市町村で手続きが必要となりますので事前にご相談ください。

10. 退所するときは

父母等の退職等により家庭での保育が可能となり退所する場合には、「保育所退所届」を提出してください。町外に転出する場合も「保育所退所届」を提出していただくことになります。なお、転出しても継続して入所を希望される場合は、転出先の市町村で保育所入所の手続きをしてください。この手続きをしないと入所することはできませんのでご注意ください。

また、「保育所退所届」は退所する月の15日頃までに提出するようにしてください。提出が遅れると、翌月の保育料をお支払いいただく場合がありますのでご了承ください。

1 1. 松田町内の保育所等

松田町にある保育所等は、「松田さくら保育園」です。

松田さくら保育園

名称	社会福祉法人 西さがみ福祉会 松田さくら保育園		
住所	〒258-0004 足柄上郡松田町松田庶子 162 番地 1		
電話番号	0465-46-8300		
ホームページ	http://www.kosodate-web.com/matsudasakura		
受入年齢	生後4か月～小学校就学前 ※生後4か月となっておりますが、お子様の状況や保育園の受入れ状況等により、4か月以上経過してからの受入れとなることもあります		
開所時間	月曜日～金曜日 午前7時00分～午後7時00分 土曜日 午前7時30分～午後4時00分 ※土曜日の利用は、必ず事前に相談してください		
休園日	日曜日、祝日、年末年始		
保育提供時間 及び延長保育	保育標準時間 (11時間)	設定時間	午前7時30分～午後6時30分
		延長保育	朝 午前7時00分～午前7時30分 夕 午後6時30分～午後7時00分 料金 各200円
	保育短時間 (8時間)	設定時間	午前8時00分～午後4時00分
		延長保育	朝 午前7時00分～午前8時00分 夕 午後4時00分～午後7時00分 料金 30分毎に200円
一時預かり保育	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時00分 料金 1時間500円、食事300円(おやつのみは100円) ※利用には、予約が必要です		

※利用や相談については、保育園に直接お問い合わせください。

【問い合わせ先】

〒258-8585 足柄上郡松田町松田惣領2037番地
松田町子育て健康課 子育て支援係 (役場2階)
電話番号：0465-84-5544 FAX：0465-44-4685